

会議録

1 附属機関等の会議の名称

令和7年度第1回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会

2 開催日時 令和7年10月30日（木）午後1時59分から午後2時51分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階 大広間

4 会議に出席した者

(1) 委員

高橋 文一 委員長（兼会長）、木村 明子 副委員長（兼副会長）、
黒沼 和良 委員、尾形 文克 委員、小玉 直文 委員、高橋 均 委員、
佐藤 貴之 委員、西城 敦子 委員

(2) 事務局（長寿支援課）

相原 浩子 課長、橋嶋 智広 課長補佐兼長寿支援係長、
横山 太一 包括ケア係長、五十嵐 華絵 技術主査、小林 公美 技術主査
田村 梨聖 技師

(3) その他

なし

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

- (1) 地域密着型サービス事業所の指定等について
- (2) 令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算状況等について
- (3) 令和6年度美里町地域包括支援センターの運営報告について
- (4) 令和7年度介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託契約について
- (5) 美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会の運営について

会議の公開・非公開の別

公開

6 傍聴人の人数

0人

7 会議資料

別紙のとおり

8 会議の概要

別紙のとおり

相 原 課 長	<p>ただいまから令和7年度第1回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。</p> <p>初めに、今年度第1回目の会議となりますので、本日出席しております、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(事務局職員の紹介)</p> <p>次に、欠席の報告です。本日でございますが、菅原知広委員、永澤もとえ委員、安藤幸子委員の三人の委員から、都合により欠席するとのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>会議開催につきましては、美里町介護保険条例第17条第2項及び美里町地域包括支援センターライブ第14条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日、過半数の委員のご出席をいただいており、会議開催の要件を満たしておりまことをご報告させていただきます。</p> <p>次に、次第の2、会議録署名人の選出でございます。</p> <p>美里町で定めております附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、会議録を作成し、公開することを定めています。会議終了後、事務局において要約筆記として会議録を調製させていただきます。委員の中から会議録署名人としてお二人を選出し、内容をご確認後、ご署名をいただいたうえで、会議録を公開したいと思っております。本日の会議録署名人につきましては、事務局から提案をさせていただきます。本日御出席いただいている、佐藤貴之委員と西城敦子委員のお二人にお願いできたらと思いますので、ご提案させていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり。)</p> <p>ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。会議録署名人のお二人には会議録を作成後、事務局からご連絡させていただきます。なお、本日の会議書記につきましては、事務局で行います。</p> <p>それでは、美里町介護保険条例第17条第1項及び美里町地域包括支援センターライブ第14条第1項の規定により、会議の代表者が会議の議長となることを定めておりますので、高橋委員長を議長といたします、会議を進めていただきます。</p> <p>高橋委員長、よろしくお願ひいたします。</p>
高 橋 委 員 長	<p>貴重な時間ですので、会議がスムーズに進むようにご協力よろしくお願いします。</p> <p>それでは、早速、議事に入ります。(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について、資料1の説明、よろしくお願ひします。</p>

橋崎課長補佐兼 長寿支援係長	<p>議事の（1）地域密着型サービス事業所の指定等についてご説明させていただきます。</p> <p>～（1）地域密着型サービス事業所の指定等について【資料1】を説明～</p>
高橋委員長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。よろしいですか。</p> <p>（「はい」の声あり。）</p> <p>続いて、議事（2）に入ります。令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算状況等について、事務局、説明よろしくお願ひします。</p>
橋崎課長補佐兼 長寿支援係長	<p>議事の（2）令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算状況等についてご説明させていただきます。</p> <p>～議事の（2）令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算状況等について【資料2】を説明～</p>
高橋委員長	<p>ただいまの説明に対し、委員の皆様、ご質問、ご意見等がありましたらお願ひします。よろしいですか。</p> <p>（「はい」の声あり。）</p> <p>では、議事（2）令和6年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算状況等については、異議なしということでよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、議事の（3）令和6年度美里町地域包括支援センターの運営報告について、事務局、説明よろしくお願ひします。</p>
横山 包括ケア係長	<p>包括ケア係の横山です。議事の（3）令和6年度美里町地域包括支援センターの運営報告について、ご説明させていただきます。</p> <p>～（3）令和6年度美里町地域包括支援センターの運営報告について【資料3】を説明～</p>
高橋委員長	<p>ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。進めさせていただいて、よろしいですか。</p> <p>（「はい。」の声あり。）</p> <p>それでは続きまして、議事の（4）令和7年度介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託契約について、事務局、説明よろしくお願ひします。</p>
横山 包括ケア係長	<p>資料4について、説明させていただきます。</p> <p>～（4）令和7年度介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託契約について【資料4】を説明～</p>

高橋委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、よろしいですね。 （「はい。」の声あり。）</p> <p>続いて、議事の（5）美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会の運営について、事務局、説明よろしくお願ひします。</p>
相原課長	<p>説明させていただきます。資料5をご覧下さい。 ~（5）美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会の運営について【資料5】を説明~</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございました。これから議会にかけられるため、予定であり、まだ決定事項ということではないということですね。今後の予定は説明のあった通りですが、我々委員の任期についてはどのようになるのでしょうか。</p>
相原課長	<p>任期については、現在委嘱させていただいております任期のとおりでございます。現在の委員については令和9年10月31日まで継続して任期終了までお願ひしたいと考えております。</p>
高橋委員長	<p>わかりました。2つの委員会が1つになり、委員は任期まで務めるという報告でございました。委員の皆様、何か質問やご意見などありましたらお願いします。</p> <p>（小玉委員挙手）</p> <p>小玉委員、どうぞ。</p>
小玉委員	<p>2つの会議を1つにするということですが、審議方法についてはどのような形になるのですか。</p>
相原課長	<p>2つの会議を1つに統合するのですけれども、所掌をまとめ、審議事項は今まで通り介護保険運営と地域包括支援センター運営について審議していくということで会議が1つになるということです。</p>
高橋委員長	<p>よろしいですか。 （「はい。」の声あり。）</p> <p>そのほかに疑問点等ありましたら、ご質問いただければと思います。皆様、よろしいですか。</p>
黒沼委員	<p>状況は理解しました。議会承認を経て、新たな条例のスタートを4月1日の目標としていくということですよね。今までの体制は3月31日で終わり、新たな委員の任命や委嘱状などは、新たな条例をもとに動いていかなければなりませんよね。</p>

相 原 課 長	<p>ご質問ありがとうございます。ただいまのご質問にお答えいたします。黒沼委員がおっしゃった通りです。</p> <p>4月1日から新しい条例をもとに、委員として任命される形になります。委嘱状の交付については、確認しながら行いたいとは思いますが、4月1日から新しい条例のもとで、委員として設置されるということになります。</p>
高 橋 委 員 長	<p>ありがとうございました。よろしいですか。</p> <p>4月以降ということなので、我々はもう少し委員としてつとめなければならないのだと思います。</p> <p>他にはよろしいですか。</p> <p>(「はい。」の声あり。)</p> <p>では次第の4、その他事務局より、よろしくお願ひします。</p>
相 原 課 長	<p>高橋委員長、ありがとうございました。</p> <p>次第の4に入ります。事務局から3点ほど報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>1点目です。訪問型サービス活動Aについてです。前回の3月会議で議題とさせていただきました訪問型サービス活動Aについて、経過について報告するようご意見をいただきおりましたので、報告させていただきます。訪問型サービス活動Aについて、もう一度事業内容を簡単に説明いたします。こちらは国で示した手引きを踏まえながら、市町村独自に運営の基準を決めて実施することができる事業で、要支援等の方に対して実施でき、訪問介護のヘルパーなどがお宅の方にお邪魔して、サービス提供できるものとなっております。美里町につきましては、生活援助の家事を介護保険の訪問介護事業所に事業をお願いすることとしています。サービス提供のため、実際に訪問する方については、介護福祉士の資格を有していない方であっても、サービスの提供を行って良いということで事業の整備をしてきました。現在、町内の法人と実施の協議を進めているところです。</p> <p>3月の会議では、資格を有しない方が事業に携わるのであれば、町で設定した研修を受けることを検討した方が良いのではないかというご意見をいただきました。それを踏まえまして、今年度、研修を計画させていただきまして、12月に実施する予定となっています。こちらの研修につきましては、訪問型サービス活動Aを実施する予定の法人からも協力をいただきまして、研修を進めていきたいと考えております。</p> <p>掃除などのちょっとした援助を受ければ、ひとり暮らしが継続で</p>

	<p>きる高齢者が大変多くなっております。そのような方が少しでも元気に生活できるような環境を作ることと、資格がなくても、得意な分野で人に役に立つ活動をすることが、その方の生きがいになること、社会参加をすることで介護予防になることを目指していきたいと考えて、この訪問型サービス活動Aが、そのような地域住民の方の活躍の場になることを実践できればと思います。</p> <p>以上となります。ご報告をさせていただきましたが、何かご質問等ございましたら、お願ひいたします。</p>
佐 藤 委 員	<p>そもそもサービスAというのは、担い手が少なくなっていくところをとりあえずサポートするためのものであって、お話をあったとおり、もう研修が行われているというところで1つクリアできた感覚はあるのですが、研修というと拒否反応を起こしてしまうこともあるのかなと思います。研修という言い方が良いのか、説明会という言い方が良いのか、住民の方が実際に取り組んでいくものについてハードルが上がらないように配慮する必要があると感じています。一方で余談にはなりますが、やっぱり我々はプロとしてやらなければならぬということはもちろんやっていくのですが、住民の方たちにどこまでのスキルを与えるか本当に難しい問題であると感じています。話を戻しますと、難しくなりすぎなくて良いのかなとを考えたところでした。反対とか云々ではなく、1つの意見でした。</p>
相 原 課 長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>この研修につきましては、先ほど包括の事業評価の中でお話をあった、くらしのサポーター養成講座によって、地域で活躍できる人を育てていこう、そのような方を増やしていこうという事業の参加者を候補として今年度はやってみようと思っています。過去にくらしのサポーター養成講座を受けた方についても、呼びかけをしながら始めていきたいと考えています。</p> <p>他に何かございませんでしょうか。</p>
黒 沼 委 員	<p>このようなノウハウを持った人達が派遣施設の方から要請を受けて、在宅の方々の支援をしていくと、そのようにイメージすれば良いということですか。</p>
相 原 課 長	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>自宅で暮らされる高齢者に対して、ある程度研修を受けた方がサービスを提供します。ケアマネジャーが在宅で利用される方と相談をして、ヘルパーなどの生活の援助をしてくれる人に来てもらえると良いとなった段階で、サービスを提供する事業所にお願いをして、そこから派遣してもらうという形で実施する予定です。</p>

	<p>この件につきましては、また経過をご報告させていただきますので、会議以外でも何かご意見ありましたら、隨時、事務局の方にご意見いただければと思います。</p> <p>続きまして2点目です。地域密着型サービスについて、報告させていただきます。</p>
橋崎課長補佐兼 長寿支援係長	<p>町が指定する地域密着型サービス事業所、グループホームたんぽぽの運営会社である有限会社 konno が、業績の低迷等により多額の負債を抱え、令和 7 年 8 月 20 日に仙台家庭裁判所に破産申立てを行いました。令和 7 年 8 月 22 日に破産手続きの開始が認められ、破産管財人が選任されました。破産管財人により、会社の財産処分が進められておりますが、実際に会社の倒産には 1 年程度かかる見通しということです。法人が消滅せず、スタッフの人員基準等の事業の運営基準に従って、施設を継続して運営することができるであれば、破産管財人のもと、施設運営は可能でありますので、現在もグループホームたんぽぽは継続して運営をしております。しかしながら、当初 14 人いた入居者につきましては、他の施設に異動した方もおり、現在は入居者 6 人となっております。この 6 人については、引き続き適切なサービス提供を受けていることを、町から施設側に確認させていただいております。なお、グループホームの買い手につきましてはすでに見つかっており、内容が整い次第、売買契約を締結し、引き続きグループホームを運営する予定となっております。ただ、運営会社が変わられたため、新しい会社には改めて地域密着型サービスの事業申請を提出してもらう必要があります。事業申請書が提出された際は、町内で新規に地域密着型サービス事業を行うということから、本委員会に諮り、承認をいただくことになります。正確な時期につきましては未定ですが、その際は改めて会議を開催させていただきたいと思います。委員の皆様にはお手数おかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。</p>
相 原 課 長	<p>報告の 3 点目、最後になります。</p> <p>美里町高齢者福祉計画第 10 期美里町介護保険事業計画について、報告させていただきます。</p>
橋崎課長補佐兼 長寿支援係長	<p>課長から説明がございましたが、介護保険事業計画案の第 9 期が令和 8 年度までということで、令和 9 年度から令和 11 年度までの計画期間として第 10 期の事業計画を作成する必要があります。今年度より、計画策定のためのニーズ調査と評価を行うため、住民の方へのニーズ調査等を行いまして、第 1 回事業計画策定委員会を開催させていただきたいと思います。調査が終わりましたら、来年</p>

	度、本格的に計画策定に入りまして、令和8年度末の策定に向けて進めさせていただきたいと思っております。なお、この事業計画の進捗状況につきましては、本委員会の場でご説明させていただきたいたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
相 原 課 長	<p>追加での説明になります。介護保険事業計画の策定委員会については、この委員会とは別な委員会となりますので、こちらは改めて町より委嘱をさせていただきます。こちらの介護保険運営委員会では、進捗状況についてご報告させていただくという形をとっていきたいと思います。</p> <p>次に、次第の5、閉会に入りたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第1回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様、本日はありがとうございました。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

署名委員

署名委員